



# 北九州総合デザイナー協会

## 規約

2017.11.1 現在

### 第1章 総則

#### 第1条 <名称>

本会は、北九州総合デザイナー協会（以下「本会」）という。

欧文表記は Kitakyushu Designers Association とし、略号を KDA とする。

#### 第2条 <目的>

本会は、会員の有機的連携によるデザインの向上発展によって、北九州の産業の進展をはかると共に、文化的な社会環境の興隆に寄与することを目的とする。

#### 第3条 <事務所>

本会の主たる事務所は小倉北区に置く。必要があるときは、必要な場所に、従たる事務所を置くことができる。

#### 第4条 <事業>

本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種デザインの研究・評論・講習会の開催
- (2) デザインの指導・相談およびその斡旋
- (3) 各種講演会・懇談会および見学会の主催ならびに後援
- (4) その他本会の目的達成上必要な事業

### 第2章 会員

#### 第5条 <会員>

1. 本会の会員は、本会の目的趣旨に賛成して入会した者とする。

2. 会員は正会員および賛助会員をもって構成する。

3. 正会員は、デザイン（Dと略す）に従事する者で構成する。関連分野は特に限定せず、時代の流れを背景に柔軟に考える。

グラフィックD、工業D、ディスプレイD、サインD、インテリアD、店舗D、建築D、アーバンD、コマーシャルフォト、映像、エクステリアD、服飾D、テキスタイルD、クラフトD、アートディレクション、コピーライト、デザイン教育、ウェブD …等

4. 賛助会員は、生産業者、販売業者その他デザインを利用する者、本会の目的に賛同し協力する企業団体を賛助会員とする。

#### 第6条 <会員の負担>

正会員は、それぞれ総会において、別に定める会費を納めなければならない。

### 第3章 入会・退会 および除名

#### 第7条 <入会>

本会に入会しようとする者は、別に定める手続きに従って、入会の申込をし、理事会の承認を得た後、会員となることができる。

#### 第8条 <退会>

1. 本会から退会しようとする者は、退会届を退会しようとする日の1ヶ月前までに本会に提出しなければならない。この場合において退会者の既納会費は返還しない。

2. 会員は次の場合は退会したものとする。

- (1) 死亡
- (2) 除名

#### 第9条 <除名>

本会は、次の各号の一に該当する会員を、理事会の決議により除名することができる。

(1) 1カ年以上会費を納入しない者

(2) 1カ年以上居所不明の者

(3) 本会の名誉を毀損し、または、本会の目的趣旨に反するような行動のあった者。

### 第4章 役員

#### 第10条 <役員の種別・定数>

1. 本会に次の役員をおく。

理事 10名以上15名以内

監事 1名

2. 理事のうち理事長1名、副理事長3名以内、専務理事1名をおく。

#### 第11条 <役員の選任>

1. 役員は総会でこれを選任する。

2. 理事長、副理事長、専務理事は理事会において互選し、総会の承認を得るものとする。

3. 理事および監事は相互に兼任することはできない。

#### 第12条 <役員の任期>

1. 役員の任期は2年とする。但し再任することができる。

2. 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

3. 役員は欠員が生じても、その年度内は補充しない。

#### 第13条 <役員の職務>

1. 理事長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長の事故ある時は、あらかじめきめられた順位に従いその職務を代行する。

3. 専務理事は理事長、副理事長を補佐し、その事故ある時は、その職務を代理または代行し、理事会の定めるところにより会務を処理する。

#### 第14条 <役員の報酬>

役員はすべて無給とする。但し、常勤の役員には、理事会の議決を経て報酬を支給することができる。

#### 第15条 <顧問および参与>

1. 本会は理事会の承認を経て、顧問および参与をおくことができる。

2. 顧問および参与は理事長が委嘱する。

3. 顧問は本会の運営に關し理事長に意見を具申することができる。

4. 参与は理事会の諮詢に応じて、本会の運営に關し、意見を具申することができる。

第16条 <会議の種類>  
会議は総会および理事会とする。

第17条 <総会>

1. 総会は通常総会および臨時総会とする。
2. 通常総会は、毎年一回5月にこれを聞く。
3. 臨時総会は、理事長もしくは理事会が必要と認めたとき、または監事あるいは会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求されたときこれを聞く。

第18条 <総会の招集>

1. 総会は理事長がこれを招集する。
2. 総会の招集は少なくともその10日以前に、その会議の目的である事項・日時・場所を記載した書面をもって会員に通知せねばならない。

第19条 <総会の成立>

総会は、正会員の2分の1以上が出席しなければ成立しない。但し、前条の規定により、あらかじめ通知があった事項につき、書面による委任状を提出した者は、出席者とみなす。

第20条 <総会の議事>

1. 総会の議長は出席正会員の中から選任する。
2. 総会の議長は、出席者の過半数の同意によって決する。賛否同数のときは、議長の決するところによる。

第21条 <総会の決議事項>

次の事項は、総会の議決を経なければならない。  
(1) 規約の変更  
(2) 事業計画および収支予算  
(3) 事業報告および収支決算  
(4) 解散および残余財産の処分  
(5) その他規約に定められた事項、および、理事長が特に必要と認めた事項

第22条 <総会の議事録>

総会の議事については、議事録を作成し、議長および出席者代表2名が署名捺印するものとする。

第23条 <理事会>

1. 理事をもって理事会を組織する。
2. 理事会は規約に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。  
(1) 総会の議決事項の執行に関する事項  
(2) 総会に付議すべき事項  
(3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第24条 <理事会の招集等>

1. 理事会は理事長が招集し、理事長がその議長となる。
2. 理事の3分の1以上または監事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、理事長はその請求があった日から10日以内に、これを招集しなければならない。
3. 理事会は理事の過半数の出席がなければ、成立しない。但し、当該事項につきあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。
4. 議事は出席した理事の過半数の同意によって決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第25条 <委員会>

1. 理事会は、会務執行上の必要により、委員会を設けることができる。
2. 委員会の委員の委嘱および解嘱は、理事会の議を経て理事長が行う。

第26条 <資産の構成>  
本会の資産は次の各号より構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

第27条 <資産の運用および管理>

本会の資産は、理事会の議決を経て、理事長が運用・管理にあたる。

第28条 <経費の支弁>

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第29条 <予算および決算>

本会の收支予算は、毎事業年度開始前にこれを作成し、収支決算は、毎事業年度終了後60日以内に、その年度末財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第30条 <事業年度>

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第31条 <規約の変更>

この規約は、第21条の規定により総会の議決を経なければ、変更することができない。

第32条 <解散>

本会の解散は、総会において会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

第33条 <残余財産の処分>

前条により解散したときの残余財産の処分は、総会の議決を経て選出した精算人が行う。

第34条 <事務所>

1. 本会の事務を処理するため、事務所を小倉北区おく。(第3条)
2. 事務所の管理について必要な事項は、理事会の同意を得て、理事長がこれを決める。

第35条 <細則の制定>

この規約の施行について、必要な規定は理事会の議を経て、細則で決める。

第36条 <会費>

会員会費は次の通りとする。

正会員

入会金：¥5,000– 年会費：¥5,000–

賛助会員

入会金：¥10,000– 年会費：¥20,000–

第37条 <設立当初の役員>

本会設立当初の役員は、設立総会において選任し、その任期は、任期満了の年の通常総会の日までとする。

第38条 <規約の施行期日>

本規約は、本会の設立の日から施行する。

[設立1986年10月14日]